議案第65号

三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

次のとおり三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、本議会の議決を求める。

令和８年９月４日

三朝町長　松　浦　弘　幸

三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三朝町条例第25号）の一部を改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （虐待等の禁止）<br>第11条　家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 | （虐待等の禁止）<br>第11条　家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 |
| （職員）<br>第22条　略<br>２　家庭的保育者は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（鳥取県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「鳥取県地域限定保育士」という。）を含む。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当 | （職員）<br>第22条　略<br>２　家庭的保育者は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 |

| | |
|---|---|
| するものとする。<br>（1）・（2） 略<br>3　略 | （1）・（2） 略<br>3　略 |
| （小規模保育事業所A型の職員）<br>第28条　小規模保育事業所A型には、保育士（鳥取県地域限定保育士を含む。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第15条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。 | （小規模保育事業所A型の職員）<br>第28条　小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第15条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。 |
| 2　略<br>3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 | 2　略<br>3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 |
| 4　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（鳥取県地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 | |
| 5　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けるこ | |

| | |
|---|---|
| とができる体制を確保しなければならない。 | |
| （小規模保育事業Ｂ型の職員）<br>第30条　小規模保育事業Ｂ型を行う事業所（以下「小規模保育事業所Ｂ型」という。）には、保育士（鳥取県地域限定保育士を含む。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所Ｂ型又は第15条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所Ｂ型にあっては、調理員を置かないことができる。 | （小規模保育事業Ｂ型の職員）<br>第30条　小規模保育事業Ｂ型を行う事業所（以下「小規模保育事業所Ｂ型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所Ｂ型又は第15条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所Ｂ型にあっては、調理員を置かないことができる。 |
| ２　略 | ２　略 |
| ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 | ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する保健師又は看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 |
| ４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（鳥取県地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 | |
| ５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 | |
| （保育所型事業所内保育事業所の職員）<br>第43条　保育所型事業所内保育事業所には、保育士（鳥取県地域限定保育士を含む。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第15条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内 | （保育所型事業所内保育事業所の職員）<br>第43条　保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第15条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。 |

| | |
|---|---|
| 保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。 | |
| 2　略 | 2　略 |
| 3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を１人に限り、保育士とみなすことができる。 | 3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を１人に限り、保育士とみなすことができる。 |
| 4　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（鳥取県地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 | |
| 5　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 | |
| （小規模型事業所内保育事業所の職員）<br>第46条　事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（鳥取県地域限定保育士を含む。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第15条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。 | （小規模型事業所内保育事業所の職員）<br>第46条　事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第15条第１項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。 |
| 2　略 | 2　略 |
| 3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する | 3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する |

| | |
|---|---|
| 看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。<br>４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（鳥取県地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。<br>５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 | 保健師又は看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 |

（三朝町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　三朝町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年三朝町条例第18号）の一部を改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （虐待等の防止）<br>第13条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 | （虐待等の防止）<br>第13条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 |
| （職員）<br>第22条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（鳥取県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 | （職員）<br>第22条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置 |

| | |
|---|---|
| | かなければならない。 |
| ２・３　略 | ２・３　略 |

（三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条　三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三朝町条例第29号）の一部を改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （職員）<br>第９条　略<br>２　略<br>３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。<br>（１）　保育士（鳥取県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）の資格を有する者<br>（２）～（10）　略<br>４・５　略 | （職員）<br>第９条　略<br>２　略<br>３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。<br>（１）　保育士の資格を有する者<br>（２）～（10）　略<br>４・５　略 |
| （虐待等の禁止）<br>第11条　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 | （虐待等の禁止）<br>第11条　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 |

附　則

この条例は、公布の日から施行する。